

中和医療圏における病床整備計画(事前協議)の
再公募の実施内容及び病床配分(案)について

1. 現在の状況について	· · · · ·	1
2. 再公募における基本的な考え方	· · · · ·	1
3. 病床整備計画(事前協議)の募集概要について	· · · · ·	3
4. 病床配分(案)について	· · · · ·	9
5. 提出のあった事前協議書について	· · · · ·	11
事前協議者①	· · · · ·	15
事前協議者②	· · · · ·	21
医療法人 藤井会	· · · · ·	37
事前協議者③	· · · · ·	59
事前協議者④	· · · · ·	69
6. 事前協議内容の確認について(主に実現性)	· · · · ·	75
7. 事前協議の募集にあたって公表した「評価のポイント」 に対する事前協議内容について	· · · · ·	76
8. ヒアリングによる評価 (中和医療圏における病床整備計画審査会)	· · · · ·	79
9. 「医療法人 藤井会」への病床配分(案)について	· · · · ·	83
10. 関係機関への意見照会結果	· · · · ·	85
・(一社)奈良県医師会、(一社)奈良県病院協会		
・大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、 上牧町、王寺町、広陵町、河合町		

中和医療圏における病床整備計画(事前協議)の再公募の実施内容 及び病床配分(案)について

1. 現在の状況について

- ・平成25年6月20日付けで東朋香芝病院の保険医療機関の指定取り消し処分は、同年10月1日から発生する予定であったが、執行停止が決定したことにより、処分の取り消し訴訟の判決言い渡し後60日が経過するまで、処分の効力は停止することとなっている。
- ・処分の執行停止は、裁判所が国の処分を確定的に取り消したわけではなく、判決が出されるまでの暫定の措置である。
- ・国に対する処分の取り消しを求める訴訟においては、判決の時期が明確でなく、見通しが立たない状況であり、不安定な状況が続いている。
- ・県に対する開設許可処分を求める訴訟において、第1審判決で請求が棄却されている。また、仮の開設許可処分を求める申立や即時抗告のいずれについても請求が棄却されている。
- ・地域から実質的に病院がなくなり、医療に空白の生じる可能性が高い状況は変わりなく、早急に後継医療を担う医療機関を決定する必要がある。
- ・前回の病床配分において、社会医療法人平成記念病院に対して47床の病床配分を行い、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の一部の機能(「救急医療体制」と「回復期リハビリテーション病床機能」)は確保できたが、依然として「救急医療体制、療養病床・障害者施設等病床の確保 等」の確保については不十分な状況。

2. 再公募における基本的な考え方

- ①中和医療圏において、保険医療機関指定取消処分されたことによる不安定な状況を解消する必要がある。
- ②保険医療機関指定取消処分の効果が発生する時期も不明確であり、医療に空白の生じる可能性が高い状況が続いている中、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の「救急医療体制」と「回復期リハビリテーション病床機能」の一部を担うことができると見込まれる社会医療法人平成記念病院に対し、平成25年10月2日付けで47床の病床配分を行った。
- ③依然として、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の担う機能が確保された状態で無いことから、改めて、前回配分を除いた「241床」を対象とした事前協議の公募手続きを再度実施。

※募集期間：平成25年10月25日～平成25年12月27日

- ④事前協議の募集にあたって「評価対象項目」を提示。

⑤評価のポイントとして

- ・救急医療体制が整備されている計画は、評価する。なお、病床の整備に伴い新たに年間1,000件以上の救急搬送の受入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
- ・香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。
- ・保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は評価する。
- ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有している計画は評価する。

を示して事前協議を募集。

⑥審査基準を定め、事前協議者に対するヒアリングを実施し、審査員が各事前協議者の計画内容を評価

⑦審査員の評価結果を受けて県で病床配分案を作成

3. 病床整備計画(事前協議)の募集概要について

新しい病院の募集にかかる病床の整備計画の募集について

主な流れ

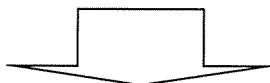
平成25年10月25日

県のHPに掲載すると共に、医師会、病院協会及び市町村に募集通知。



平成25年12月27日

事前協議書の提出期限



平成25年12月27日～平成26年1月31日

事前協議書の書類審査、ヒアリング審査、医師会、病院協会及び

関係市町村に意見照会(意見照会は1月14日～1月31日)



県において病床配分(案)の作成



平成26年2月17日

病床配分案について県医療審議会に意見聴取



県において病床配分を決定



医療法に基づく病院開設増床等の許可申請手続

新しい病院の募集にかかる病床の整備計画募集要領

1. 目的

奈良県保健医療計画（平成25年4月策定）に定めた保健医療圏ごとの基準病床数に対して既存の一般病床・療養病床の病床数が下回る見込のある圏域（以下「病床不足予定圏域」という。）について、病床の整備計画（病院の開設・増床等）に関する協議を受け付け、奈良県保健医療計画の趣旨に沿った医療提供体制の整備促進を図るとともに、地域の実情に応じた効果的な病床運用を図ることを目的とする。

2. 対象とする計画

病床不足予定圏域において、次の（1）、（2）のいずれかに該当する計画について、事前協議を受け付ける。

- (1) 医療法第7条第1項に規定する病院の開設に関する計画
- (2) 医療法第7条第2項に規定する病院の病床数の増加又は病床の種別の変更に関する計画（結核病床又は感染症病床の病床数のみの増加の場合を除く。）

3. 対象とする圏域及び病床数（平成25年10月25日現在）

圏域の区分及び募集の対象となる一般病床・療養病床の数は下記のとおり。

医療圏	市町村	対象病床数
中和	大和高田市、橿原市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、明日香村、広陵町	241床
	合 計	241床

4. 事前協議の受付方法等

- (1) 受付期間：平成25年10月25日から平成25年12月27日（必着）まで
(受付時間：平日（県庁開庁日）の8:30～12:00及び13:00～17:15)
※受付期間内に事前協議書の提出者がいなかった場合は、受付期間の延長を予定しております。
- (2) 受付方法：奈良県庁地域医療連携課に持参又は郵送
- (3) 別紙「欠格事由非該当申出書」に記載する欠格事由に該当する者からの協議は受け付けないものとする。
- (4) 提出書類：事前協議書 様式1-1及び様式2-1
欠格事由非該当申出書
添付書類（詳細は、別紙「記入要領及び提出書類等」のとおり）

5. 事前協議の審査について

事前協議書の記載内容の確認、事前協議提出者からの計画内容の聴取及び医学的な見地等から地域の医療関係団体及び関係市町村の意見聴取を行い、別紙「評価対象項目」に基づいて事前協議の計画内容を審査し、対象病床数の範囲内で病床の配分を行う。

6. 計画の受付に関する周知方法

県内の市町村、（一社）奈良県医師会及び（一社）奈良県病院協会への通知並びに奈良県ホームページへの掲載により、周知を行う。

7. 留意事項（事前協議計画内容の評価のポイント）

- ・救急医療体制が整備されている計画は、評価する。なお、病床の整備に伴い新たに年間1,000件以上の救急搬送の受入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
- ・香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。
- ・保険医療機関の指定取消処分を受けた医療機関の患者に対する医療を確保する計画は評価する。
- ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有している計画は評価する。

8. その他

病床不足予定圏域における病床の整備計画の募集については、この要領に定めるもののほか、「病院の開設等に関する指導要綱」に従って行うものとする。

※保険医療機関指定取消処分を受けた病院の概要について

- (1) 診療科目 脳神経外科、内科、外科、整形外科、消化器外科、リハビリテーション科、皮膚科、形成外科、循環器内科、泌尿器科
- (2) 許可病床 一般病床 214床
(一般病棟、障害者施設等、回復期リハビリテーション病棟)
療養病床 74床
(医療療養病棟)

評価対象項目

評価対象項目	主な評価ポイント
①財務状況	<ul style="list-style-type: none"> ・開設者の財務状況（過去の決算状況等） ・資金計画（資金調達の実現可能性） ・収支計画（見込患者数、借入金の返済計画を含む）
②用地の確保状況	<ul style="list-style-type: none"> ・増床等に必要な用地の確保見込み（実現可能性）
③計画実施時期	<ul style="list-style-type: none"> ・早期に診療を開始する場合は、評価する。
④病床利用率	<ul style="list-style-type: none"> ・増床等を計画している病床の種別について、直近1年間の病床利用率が80%以上あるか。（ただし、一般病床及び療養病床は合わせて算出する。）
⑤保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保する医療機関は評価する。 ・診療を開始するまでの期間においても、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に対する医療を確保する計画は、評価する。
⑥医療従事者の確保計画	<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師及びその他医療従事者の確保に関する見込（実現可能性） ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の医師、看護師等の雇用を確保する医療機関は評価する。
⑦他の医療機関等との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の医療機関との連携、役割分担
⑧医療圏内の医療資源配置のバランス（地域性）	<ul style="list-style-type: none"> ・当該地域における医療機関の配置状況から見た地域性（医療機関の立地バランス） ・香芝市、葛城市内に開設等を予定している計画は評価する。

評価対象項目	主な評価ポイント
⑨奈良県保健医療計画に定める施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療計画に記載されている 5 疾病・5 事業および在宅医療等に関する施策との整合性、必要性等を踏まえた政策医療を実施する医療機関は評価する。 <p>※ 5 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神病）</p> <p>※ 5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に救急医療体制が整備されている医療機関は評価する。 ・病床の整備に伴い、新たに年間 1000 件以上の救急搬送の受け入れが可能な体制の整備は必須条件とし、それを超える件数に応じて評価する。
⑩保険医療機関指定取消処分を受けた病院機能の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の診療機能を有している計画は評価する。
⑪その他（特記すべき医療機能等の有無）	<ul style="list-style-type: none"> ・①～⑩の他、地域で必要とされる医療機能や、特記すべき医療機能等がある場合は評価する。 ・医療法その他法令違反による処分の趣旨を損なう場合は評価を下げる。 ・法令遵守に関する取り組みを行っている場合は評価する。

4. 病床配分（案）について

「医療法人 藤井会」に対し、241床の病床を配分する。

■ 「医療法人 藤井会」の事前協議内容と病床配分を行った理由について

①計画の実現性について

香芝市内に新たに土地を確保して、241床の新病院を建設する計画であるが、用地取得に関して、土地所有者から「土地取得に関する誓約書」が提出されており、確保できる見込みで実現可能と考えられる。

②救急医療体制の確保について

開院初年度は、年間1200件程度の救急搬送患者の受入れを行い、開院2年目から年間1800件程度の救急搬送患者の受入れを行う計画で、保険医療機関指定取消処分を受けた病院の救急医療体制を確保できる。

③患者に対する医療及び診療機能の確保について

保険医療機関指定取消処分を受けた病院の病床機能を確保でき、また診療科目をすべて標榜する計画であり、患者に対する医療及び診療機能の確保ができると考えられる。

④医療従事者の確保について

現時点において確保している医療従事者の数において、他の計画より医師において約8倍以上、看護師においても約4倍以上の規模があり、他の計画と比較した場合、医療従事者の確保の確実性が高いと評価できる。

⑤関係機関へ行った意見照会の回答内容について

関係機関からの意見では、実績・経験が豊富で、経営規模が大きく安定している医療機関を選定してほしいとの意見が多く、「医療法人 藤井会」は、複数の病院経営を行い、救急医療においても実績がある点で評価できる。

⑥中和医療圏における病床整備計画審査会の結果について

医療関係の有識者等で構成する「中和医療圏における病床整備計画審査会」のすべての審査委員が「医療法人 藤井会」の計画を最も高く評価している。

上記①～⑥の理由により、医療法人 藤井会に対し241床の病床配分を行う。

5. 提出のあった事前協議書について

事前協議書提出一覧

番号	開設者	計画病床数	計画病院名称	開設予定日
1	事前協議者①	50床	―――病院	H26. 9. 1
2	事前協議者②	241床	(仮称)―――病院	H28. 4. 1
3	医療法人 藤井会	241床	(仮称)医療法人藤井会 香芝生喜病院	H29. 4. 1
4	事前協議者③	241床	(仮称)―――病院	H26. 4. 1
5	事前協議者④	241床	(仮称)―――病院	H26. 2. 1

※事前協議書提出順

事前協議のあつた計画の概要(中和医療巻)

事前協議のあつた計画の概要(中和医療圏)

病院の名称	(仮称)香芝生喜病院			(仮称) 一一一病院
所 在 地	香芝市穴虫			香芝市瓦口
開 設 者	医療法人 藤井会			事前協議者③
種 別	新規開設 241床(一般病床191床及び療養50床)			新規開設 241床(一般病床167床及び療養74床)
計画の概要 (増床の趣旨)	<p>・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に関する医療を確保する。新病院開設前に稼働が不可能になつた場合は、当法人が持つ既存病院及び協力病院にて転院の受け入れを行う。</p> <p>・保険医療機関指定取消処分を受けた病院従業員を雇用する。</p> <p>・開設当初は年間1,200件程度、2年目からは年間1,800件程度の救急搬送の受け入れが可能。現在の香芝市では提供されない急性期医療や救急医療体制を構築する。</p>			<p>・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の患者に関する医療を確保する。</p> <p>・保険医療機関指定取消処分を受けた病院の従業員を雇用する。</p> <p>・年間2,200件以上の救急搬送を受け入れる。</p> <p>・脳神経と心臓疾患の専門的高高度医療を実践する。</p>
施設の概要 (増床にかかる部分)	鉄筋コンクリート造 建築面積 5945m ² 、延床面積 15770m ²			鉄筋コンクリート造4階建 建築面積 3127.86m ² 、延床面積 9965.82m ²
開設時期(又は増床後の使用開始時期)	開設予定日:平成29年4月1日 工期(設計含む):36ヶ月			開設予定日:平成26年4月1日 工期(設計含む):—
診療科目	脳神経外科、内科、外科、皮膚科、消化器外科、循環器内科、整形外科、形成外科、リハビリテーション科			脳神経外科、内科、外科、消化器外科、循環器内科、泌尿器科、形成外科、リハビリテーション科、整形外科
病床数に係る計画	現行	計画	増床後	現行
一般病床	—	191床	191床	—
療養病床	—	50床	50床	—
計	—	241床	241床	—
増床する病床の内訳	一般病床191床、療養病床50床			一般病床167床、療養病床74床
医療従事者に係る計画	現行	計画	増床後	現行
医師数(常勤換算)	—	45	45	—
看護師数(〃)	—	140	140	—
准看護師数(〃)	—	22.5	22.5	—
看護補助者数(〃)	—	35	35	—
薬剤師数(〃)	—	6	6	—
理学療法士数(〃)	—	10	10	—
作業療法士数(〃)	—	5	5	—
言語聴覚士数(〃)	—	3	3	—
備考				

事前協議のあつた計画の概要（中和医療圈）

病院の名称	(仮称)――病院		
所在地	香芝市瓦口	事前協議者④	
開設者	新規開設		
種別	241床(一般病床107床及び療養134床)		
計画の概要 (増床の趣旨)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険医療機関指定取消処分を受けた病院から継続雇用を希望する職員は全て受け入れる。 ・年間1,000件以上の救急搬送の受入体制を整えた後、小児科及び産科を併設する予定。 		
施設の概要 (増床にかかる部分)	鉄筋コンクリート造4階建 建築面積 3127.86m ² 、延床面積 9965.82m ²	開設予定日:平成26年2月1日	
開設時期(又は増床後の使用開始時期)	工期(設計含む):—		
診療科目	脳神経外科、内科、外科、消化器外科、整形外科、リハビリテーション科、循環器内科、形成外科		
病床数に係る計画	現行	計画	増床後
一般病床	—	107床	107床
療養病床	—	134床	134床
計	—	241床	241床
増床する病床の内訳	療養病床47床、回復期リハビリテーション病床47床		
医療従事者に係る計画	現行	計画	増床後
医師数(常勤換算)	—	19.1	19.1
看護師数(〃)	—	79.8	79.8
准看護師数(〃)	—	15.5	15.5
看護補助者数(〃)	—	41.7	41.7
薬剤師数(〃)	—	4.5	4.5
理学療法士数(〃)	—	16	32
作業療法士数(〃)	—	6	16
言語聴覚士数(〃)	—	5	5
備考			